

質疑回答書

2025 年 8 月 22 日

参加者各位

町田市長 石阪 丈一

質疑に対し、以下のとおり回答いたします。

【件名】 町田市立小中学校照明設備 L E D 化業務委託		
【担当者名】 学校教育部 施設課		
【電話】 直通 042-724-2174		
番号	質問内容	回答内容
1	プロポーザル説明書 P. 8 (9) 評価、採点 評価項目 B の見積金額の点数が 30 点とあります。 具体的な評価の内容に関する記載がないのですが、どの様な基準・評価で得点差をつけられるのかをご教示下さい。	基準・評価の内容についてはご回答いたしかねます。
2	契約書（案） 第 21 条（2） 不可抗力により物件が毀損滅失等し、契約の継続が出来ず、契約終了となった場合、残期間の未払金相当額は町田市様にご負担頂ける、との認識で宜しいでしょうか。	協議により決定するものとします。
3	一般仕様書（案） P. 4 4__（4）__ヶ 契約終了後の ESCO 設備の無償譲渡に関して、固定資産税の納付要否をお示し下さい。	固定資産税は賦課しません。
4	一般仕様書（案） P. 6 5__（3） 本業務の完了後における瑕疵担保に関する仕様要求があります。 『本業務の完了後』とは、ESCO サービス期間終了となる 2037 年 4 月 1 日以降を指していますか。 仮にそうだとすると事業者側は本業務完了後、どれ位の期間、係る拘束を受けるのでしょうか。	『本業務の完了後』は、2037 年 4 月 1 日以降を指しています。 瑕疵担保（契約不適合責任）の期間については、国土交通省の約款における設備機器の契約不適合責任期間（省エネルギーサービスの開始後から 1 年間）と同様の取扱いとします。
5	上記質問に関連し、本事業は照明 LED 化であり 10 年間の ESCO 期間を経た後に事業者側の過失に起因する不具合が生じる事は想定しづらいと考えております。 本事項を要求される意図をご教示下さい。	隠蔽部における施工の不具合等、目視、工事写真で確認できない場合を想定しております。
6	一般仕様書（案） P. 7 （6） 経営状況として、事業者に対し年度ごとの財務資料の提出を要求されていますが、ここで言う事業者はグループで参加する場合、構成員に対しても求められる事項になりますでしょうか。	事業役割、維持管理役割、金融役割（構成企業としている場合）に対して要求します。
7	照明台帳 各学校の最終行に「その他共用部分」として 2	暫定として、250 台全て富士型 3200lm の LED 照明として算定ください。

	50台（計10, 750台）が計上されていますが、全体に対する割合が大きく、想定で算出するには誤差が大きくなりすぎるため、暫定としてでも消費電力および機種のご指定をお願い致します。	
8	照明台帳 記載のLED 済みについて、台数に数量の記載がある場合も更新対象外と考えて間違いないでしょうか。	原則対象外としていますが、蛍光灯器具を改造したLEDは対象とします。
9	灯具仕様書 P. 4（5）その他個別仕様（ウ） 運動場ナイター照明は本事業から対象外とするとのことです。照明台帳に記載の図師小学校グランド投光器MF400、15台は、更新対象外と考えて間違いないでしょうか。	対象となります。 MF400はMT150Wと読み替えてください。
10	灯具仕様書 P. 4（5）その他個別仕様（ウ） 防爆用器具は本事業の対象外とするとありますので、照明台帳に記載の藤の台小学校、つくし野小学校、南成瀬中学校、小山田中学校の防爆型器具は対象外と考えて間違いないでしょうか。	ご認識のとおりです。
11	照明台帳 木曽境川小学校、家庭科室、埋込下面開放、FHF32(PN) X2の台数について記載がありません。更新対象外と考えて間違いないでしょうか。	更新対象とします。 15台で見込んでください。
12	照明台帳 各学校、給食室の殺菌灯GL6Wについても更新対象と考えて間違いないでしょうか	ご認識のとおりです。
13	大蔵中学校第二音楽室A、埋込下面開放のランプ種別がFL10×3、20台となっておりますが、ランプ種別に間違いないでしょうか。	記載のとおりです。埋込下面開放型に対象のランプが内蔵されています。 また「06_照明台帳(案)」の「大蔵中学校」は「大蔵小学校」と読み替えてください。
14	照明台帳 忠生中学校多目的室の埋込下面開放のランプ種別がFL20X2、49台となっておりますが、ランプ種別に間違いないでしょうか。	「FL20X2」を「FHP45X4」と読み替えてください。
15	照明台帳 成瀬台中学校のWCなどに安定器と台数の記載がございます。こちらは安定器の撤去作業のみと考えて間違いないでしょうか。または更新対象であれば、既設器具形状、仕様、ランプ形名、器具ランプ灯数をご提示ください。	ご認識のとおりです。
16	使用機器提案書 数値的根拠について記載すること。（根拠資料添付）とありますが、具体的にどのような資料を	エネルギー消費量、寿命予測など機器の技術的な性能を示す具体的な数値、機器の性能を検証するために行われた試験の結果、機器が準拠す

	準備したらよろしいでしょうか。	る国際的または国内の標準規格の数値、設計や性能評価に基づいて計算された数値などを記載してください。
1 7	照明台帳 LED 化済、LED 済と記載されてる器具は更新対象外の認識で良いでしょうか。 もしくは台数が記載されているものは更新対象でしょうか。 更新対象の場合は器具種類をご提示ください。	質疑 8 を参照願います。
1 8	照明台帳 成瀬中央小学校、3F4-3-2、黒板灯の数量が 0 となっております。 こちらは LED 化済、更新対象外の認識で良いでしょうか。 更新対象の場合は数量をご提示ください。	更新対象とします。数量は 2 台で見込んでください。
1 9	照明台帳 高所の記載がありませんが、4000mm 以上の高所をご提示いただけますでしょうか。	全て平場を想定して算出願います。詳細調査後に足場が必要と分かった場合の費用については、協議により決定するものとします。
2 0	照明台帳 各校の「その他共用部分」の 250 基の器具選定基準となる既存照明器具仕様をご提示いただけますでしょうか。	質疑 7 を参照願います。
2 1	一般仕様書 P3 4 (2) オ 「事業者が管理するデータ（全ての調査結果を含む）を閲覧できるようにすること。」とありますが、要所毎に最新データを提供する認識で良いでしょうか。 屋外照明とは管理手法が異なるため、調査・施工の進捗をリアルタイムで閲覧できるシステムを準備することは難しいと考えます。	ご認識のとおりです。 調査・施工の進捗をリアルタイムで閲覧できるシステムを準備することの方式については、協議により決定するものとします。
2 2	地元企業について 具体的な提案（地元活用を明確化）をしたいため、構成員を担う地元企業に限り社名を公開することを認めていただけますでしょうか。	よろしいです。
2 3	プレゼン資料について 二次審査（プレゼンテーション）で使用するパワーポイント資料については、二次審査当日の配布でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2 4	別紙 3 ベースライン単価、照明器具の使用状況概要 別紙 3 に記載の従量料金単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金は税込金額でしょうか。	ご認識のとおりです。
2 5	プロポーザル説明書 6 (7)「提案書類の作成に	片面のみの記入で 2 枚以内です。

	あたっの注意事項」のページ数の制限がありますが、「A4 版各 2 枚以内」の場合は、片面のみの記入で 2 枚以内なのか。両面記入での 2 枚以内なのかご教示ください。	
2 6	天災や感染症等の、受注者の責に起因しない不可抗力により借入期間開始日（令和 9 年 4 月 1 日）に使用開始できない事態が発生した場合は、借入開始日の延長協議を頂くことは可能でしょうか。また、ペナルティは発生しますか。	協議により決定するものとします。
2 7	照明交換時に発生する産業廃棄物は、学校ごとに施工が完了するまで学校施設内に保管してもよろしいでしょうか。その場合は、産廃コンテナを配置する場所の無償貸与いただけますでしょうか。（例：駐車場など）	学校運営に支障のない限り可能とします。施設内で使用する箇所の詳細については、各学校との調整により決定するものとします。
2 8	設置作業期間中、対象施設に於いて施設内の駐車場、水道（トイレ含む）及び電気（コンセントの一時使用）を無償貸与いただくことは可能でしょうか。	設置作業期間での各施設の駐車場、水道（トイレ含む）、電気は無償貸与いたします。ただし、貸与する箇所については各学校との調整により指定させていただきます。
2 9	契約期間終了後の物件の取り扱いについて、仕様書 4 (4) に ESCO 期間終了後の物件の取り扱いに関して「所有権は無償譲渡」とありますが、当該物品に対する固定資産税（償却資産税）の支払義務は生じないとの認識でよろしいでしょうか。	質疑 3 を参照願います。
3 0	ご提示頂いている照明器具の資料の台数・器具情報と詳細調査後の器具の台数・仕様が異なることを要因として、増額や数量訂正がある場合は変更契約で訂正できますでしょうか。	協議により決定するものとします。
3 1	プロポーザル説明書 6 (7)「提出書類には会社名、ロゴマーク等、作成者がだれかどうか分かる表示は一切しない」とのことですが、構成企業のみでしょうか。 または、施工承諾書を頂いている企業も含まれるでしょうか。	構成企業のみです。
3 2	石綿(アスベスト)含有に関する調査費及び調査結果に伴う対策費用が必要となった場合は、貴市と協議のうえご負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	協議により決定するものとします。
3 3	仕様書 4 (4)「誘導灯及び非常灯照明の蓄電池については、維持管理期間内に一回の交換を行うこと。」と記載があります。将来急激なインフレによる物価上昇に伴う、物品代、人件費の高騰があった場合に費用増に関して協議いただくことは可能でしょうか。	協議により決定するものとします。

3 4	土日・長期休み期間中の施工に関して、貴市職員又は、学校関係者の立ち合いは可能でしょうか。また、先生の立ち合いが無い場合の鍵の受け渡しはどのようになりますでしょうか。	日・長期休み期間において、本市職員の立会いは行いません。 長期休み期間でも学校職員が在校している場合は学校職員が対応し、その他の場合の鍵の受け渡しについては、各校の管理員がおりますので、その者が対応することで想定しています。
3 5	照明台帳から照明器具の設置高を読み取れず正確な見積金額を出すことが出来ません。見積金額は全て平場を想定して算出する想定でよろしいでしょうか。また、詳細調査後に足場が必要と分かった場合は費用増に関して協議可能でしょうか。	質疑 1 9 を参照願います。
3 6	器具ごとの交換が難しい場合はランプ交換での検討を別途、協議事項でもよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。
3 7	既設の仕様によっては置換製品が一体形になる場合もございます。別途、協議事項でも宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3 8	移設後に不点灯が生じた場合、移設工事が原因である事も考えられると思いますが、その場合の責任分界点はどうお考えでしょうか。例えば、移設後半年以内に生じた不点灯は原因の内容により責任と費用負担は協議とさせていただく事は可能でしょうか。	プロポーザル説明書「予想されるリスクと責任分担」に記載のとおりです。
3 9	維持管理期間中の保守対応について、LED 照明器具の設計寿命超過による照度低下や不点灯については、保守項目の対象外と考えてよろしいでしょうか。	維持管理期間中の LED 照明器具の照度低下や不点灯については、保守項目の対象となります。
4 0	構成企業と共にグループでプロポーザルに参加したとしても、契約は代表企業である事業役割と貴市との 1 対 1 契約との認識でよろしいでしょうか。	契約書(案)記載のとおり、本市と構成企業全社との契約になります。
4 1	提案書提出届について 「プロポーザル説明書 P6 にはグループの場合は代表者及び構成員を記名押印してください」とあるが、代表者のみの記名押印でよろしいか。	ご認識のとおりです。 「プロポーザル説明書 P6 にはグループの場合は代表者を記名押印してください」と読み替えてください。
4 2	プロポーザル説明書 6 (7) に「提出書類を 1 組ごとに重ね、左上をステープラーでとめてください」との記載がありますが、当社ではその状態のまま、さらに A4 ファイルに綴じて提出でもよろしいでしょうか。	よろしいです。
4 3	バッテリー交換を期間中に 1 回行うこととございますが、維持管理期間内に同一器具の、2 回目のバッテリー交換が発生した際は、費用は貴	協議により決定するものとします。

	市への請求と考えていいのでしょうか？	
4 4	灯具仕様書 3 (1)「吊り下げ器具は直付け器具へ交換を行うものとする。」と記載されていますが、梁に干渉するなど様々な理由により交換が不可能な場合は、設置方法に関して協議可能でしょうか。	協議により決定するものとします。
4 5	提出する見積書について 様式は自由とあるが、【共通事項】に「提案書及び見積書を除き、会社名等を表示してはならない」とあるので会社名の表記はすべきか。また、提案書も会社名は表記すべきとの認識で良いか。	見積書、事業提案書提出届のみ会社名を標記してください 「事業提案書提出届及び見積書を除き、会社名等を表示してはならない」と読み替えてください。
4 6	照明台帳に記載されている「その他共有部分」250 台ですが、器具の形状のご指示がございましたので統一条件として、250 台全て富士型 3200lm の LED 照明にて積算してよろしいでしょうか。	質疑 7 を参照願います。
4 7	様式 11-1 事業資金計画書の各役割企業の自己資本、外部借入等、補助金の記載額ですが、事業総額における各社の請負金額に対する資金繰り詳細でしょうか。又は、各社の資本状況についてでしょうか。	事業総額における各社の請負金額に対する資金繰り詳細について記載してください。
4 8	プロポーザル説明書 6 (7) では、施工に関する提案書<様式 15-1、15-2>各 2 枚以内で記載と表記されていますが、町田市ホームページには様式 15 のみ掲載されております。プロポーザル説明書の記載の誤りと認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです 施工に関する提案書<様式 15>2 枚以内と読み替えてください。
4 9	殺菌灯 (GL6W) 相当の器具が事業対象となっています。最も近いものを選定いたしますが、既存設備の器具と比べても、今の市場にある殺菌灯器具サイズは数倍の大きさ、重量になります。天井の負荷耐久性や、施設側の運用に差し支えないか等を、契約候補者に選定されたのちの詳細調査後に、仕様や施工方法に関しての協議は可能でしょうか。	協議により決定するものとします。
5 0	付加価値提案の検討にあたり、現在の基本料金単価 (円 / kW) を教えていただけますか？ (目安とする水準でも結構です)	基本料金については、公表できません。 (別紙 3) 町田市立小中学校照明設備 LED 化業務委託ベースライン単価、照明器具の使用状況概要に記載の電気料金単価にて算出してください。
5 1	アスベストの調査費用が見込まれていないが、別途協議という認識でよいか？	質疑 3 2 を参照願います。

5 2	灯数の乖離があった場合に変更契約書などで対応可能でしょうか？価格上限を上回る可能性もあるかと思っております。	質疑 3 0 を参照願います。
5 3	提案書様式 9 - 2 において、維持管理費削減額とは現行のベースとなる料金がありますでしょうか？ない場合は、0 円がベースとなり今回の維持管理費のみ“+”表示となる認識でよいのか？	現在設置している照明器具を L E D 化することで削減できる維持管理費（電球の交換費等）の比較を記載してください。
5 4	【一般仕様書 P2、4（1）、⑤】 「測定条件は改修後の測定と同条件とする」とありますが、改修後の測定と同条件とはどのような条件でしょうか。	「測定条件は改修後の測定と同条件とする」を「改修前に行う測定と改修後に行う測定は同条件とする」と読み替えてください。
5 5	【同上】 詳細調査時に絶縁抵抗測定を行う指示なので、調査時は停電作業が発生する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
5 6	【同上】 絶縁抵抗が基準値以下の場合は、絶縁抵抗の改修は増減対象（設計変更）という認識でよろしいでしょうか。	施工前の絶縁抵抗値が基準値以上で、施工後の絶縁抵抗値が基準値以下の場合は施工の不具合が確認できるまでは増減対象にはならない認識です。 施工前の絶縁抵抗値が基準値以下の場合で改修を行う場合は協議により決定するものとします。
5 7	【一般仕様書 P2、4（2）、ア】 「本市の検査に合格すること」について、検査方法は 1 校毎に完成次第即時検査となるのでしょうか、御教授願います。	原則、検査方法は 1 校毎に完成次第即時検査を想定しております。
5 8	【一般仕様書 P3、4（2）、セ】 「新品に交換すること」とありますが、新品に交換した場合は増減対象（設計変更）という認識でよろしいでしょうか。	ご提案の範囲と考えます。
5 9	【同上】 既存器具と新設器具の電源ケーブル接続用端子台の位置が異なると想定されますが、器具渡りの電源ケーブルが短かくてケーブルを新設した時の費用は増減対象（設計変更）という認識でよろしいでしょうか。	ご提案の範囲と考えます。
6 0	【接地について①】 照明器具の接地について、既存照明器具に接地線が無い時は接地無し、接地線がある時は接地線を接続する。という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
6 1	【接地について②】 既存照明器具が 200V で接地線が無い場合は、接地を取る必要があると思われますが、どのよう	各関係法令、基準等に準拠して対応してください。

	に対応するかご指示ください。	
6 2	【一般仕様書 P1 履行場所・履行対象】 「調査は記載の対象箇所に設置してある照明設備を対象とする」との記載に対し、今回対象部分のみを調査する認識で宜しいでしょうか？	ご認識のとおりです。
6 3	【一般仕様書 P1 履行場所・履行対象 (3) イ】 照明対象 46,670 灯につきまして受託後の現地調査実施にて灯数差異が生じた場合、価格の異なる灯具の種類・台数・作業費用の増減表により設計変更は可能でしょうか。	質疑 3 0 を参照願います。
6 4	【一般仕様書 P2 4. (1) ②】 「各居室、外灯及び庭園灯で使用している照明設備の種別を目視」との記載に対し照明台帳に外灯・庭園灯の記載が無い為、既設型式・台数特定が明確な資料を提示願います。	詳細調査により確認願います。
6 5	【照明台帳】 各学校内訳に「その他共用部分 250 灯」の記載に対し内訳がありません。積算する為、設置場所・既設型式・台数が必須ですので 250 台の明確な内訳を御提示願います。	質疑 7 を参照願います。
6 6	【一般仕様書 P2 4. (1) ⑤】 「調査する居室で既設照明の照度測定及び絶縁測定」との記載に対し、屋外部分の照度測定及び絶縁測定は実施対象外として宜しいでしょうか？	屋外部分の照度測定及び絶縁測定は実施対象とします。
6 7	【一般仕様書 P2 4. (1) ⑤】 絶縁測定実施場所と致しまして学校平面図に対する分電盤の場所（位置）・単線結線図を御提示願います。	契約候補者が決定次第、ご提示いたします。
6 8	【一般仕様書 P3 4. (2) ス】 「照明器具撤去に伴い天井改修が必要な場合」とはどのようなことを想定されておりますでしょうか？	天井ボードの破損、照明器具移設に伴う既存開口部の対応、配線工事に伴うボード開口等を想定しています。
6 9	【一般仕様書 P3 4. (3) 更新設備への管理用シールの設置】 管理用シールとは受託側の企業標準シールを採用して宜しいでしょうか？ （シールサイズ：6.5mm×3.0mm）	一般仕様書（案）に記載の LED 照明器具管理台帳と併せて管理でき、かつ本事業で設置したことがわかるものであれば可とします。
7 0	【一般仕様書 P4 4. (4) ク．誘導灯及び非常照明の蓄電池交換】 「維持管理期間に 1 回蓄電池交換」との記載に対し受託側の交換スケジュール計画における工程を事前に御提出することで実施時期は受託側にて調整して宜しいでしょうか？	ご提案の内容によるものと考えます。

7 1	【一般仕様書 P4 4. (4) ク. 誘導灯及び非常照明の蓄電池交換】 誘導灯及び非常照明の蓄電池交換対象となる照明器具の台数が不明のため、蓄電池交換を要する照明器具の一覧表を御提示願います。	06_照明台帳(案) を参照ください。 契約後の現地調査実施にて灯数に差異が生じた場合は、質疑 2 4 を参照願います。
7 2	【一般仕様書 P7 5. (9) ウ. 作業時間】 土日含め長期休暇は朝から作業が可能、且つ平日は放課後からの作業が可能と思われますが、基本的な「作業終了時間」を御教示願います。	02_一般仕様書 (案) に記載のとおりです。
7 3	【同上】 LED 交換作業に於いて残業した方が作業効率向上する場合、基本的な「残業した場合の作業終了時間」「早出が可能な場合の作業開始時間」を御教示願います。	質疑 7 2 を参照願います。
7 4	【対象機器の明確化】 LED 済みと本案件対象機器とが混在する中、不具合発生時、受託範囲か否か精査した上で御連絡を頂ける認識で宜しいでしょうか？ (現地確認後受託対象外：費用発生)	ご認識の通りです。 ただし、受託範囲の機器であることが管理用シール等で、明示されていることが前提です。(管理用シールについては質疑 6 9 を参照願います)
7 5	【照明台帳】 金井小学校内訳に「#REF」表記あり。又、7 月 11 日公告以降、修正箇所等がありましたら、修正済の最新版を御提示願います。	「#REF」を「FHF32(PN) X2」と読み替えてください。
7 6	【一般仕様書 P1 3 (3)イ・照明台帳】 小山田南小学校等に LED 済みがございますが、本調達にて LED 済み箇所は更新対象外でしょうか。もし LED 済み箇所を対象とする場合は器具の仕様をご教授願います。	質疑 8 を参照願います。
7 7	【プロポーザル説明書 P9 予想されるリスクと責任分担】 半導体不足等、業務委託業者の責によらない理由による納期遅延が発生した場合は、指名停止等の処置は無く、業務委託期間・ESCO サービス料の変更等を協議頂けますでしょうか。	プロポーザル説明書に記載の改修工事期間に収まる形で学校施設としての業務に支障がないご提案をいただくことが前提ですので、灯具の安定確保を含め、それを踏まえたご提案をいただくものと考えます。そのうえで、プロポーザル説明書の予想されるリスクと責任分担に記載の「不可抗力」「物価変動」のリスクに当たる事態が発生した場合には、別途協議により決定するものとします。
7 8	【プロポーザル説明書 P9 予想されるリスクと責任分担】 本契約を締結するに属する年度の翌年度以降に、歳出予算額等の町田市様指定都合または天災等により契約が変更もしくは解除された場合、業務委託業者に損害が生じたときには、協業に応じて頂けるという認識で宜しいでしょう	ご認識のとおりです。

	か。	
7 9	【プロポーザル説明書 P6 提出書類の作成にあたっての注意事項】 提案書の制限枚数に図面等は含めない認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
8 0	【プロポーザル説明書 P6 提出書類の作成にあたっての注意事項 共通事項】 提案書類には作成者が誰であるか分からないようにすることと記載ございますが、灯具のメーカー名や、地元会社様の情報等は記載しても問題ないでしょうか。	ご認識のとおりです。
8 1	積算するにあたり小中学校 43 校のうち、代表校 1 校（町田市様ご指定）の校舎を 8 月 22 日（金）～9 月 8 日（月）の間に、拝見させて頂くことは可能でしょうか。	8 月 26 日（火）から 8 月 29 日（金）の間で本市が指定する日時に図師小学校、南大谷中学校を見学可能とします。希望する事業者は 8 月 25 日 15 時までにプロポーザル説明書記載の問い合わせ先に連絡をしてください。 同日の午前、午後に各 1 校とし、希望する事業者ごとに日時を設定させていただきます。